

# komiyama

広報かみやま

●特集

## 神山の歩むべき未来を 照らす光

11

2025年11月  
No.361

神山のみんなとつながる

町民の動き

[令和7年11月1日]

人口:4,596[男:2,215人 女:2,381人] 世帯数:2,424戸

前々月比:-15人(自然動態-16人:出生1人、死亡17人)

(社会動態+1人:転入13人、転出12人)



わたしの  
夢中なこと

## 手先を動かすと広がるカラフルな世界

吉田 昌子 YOSHIDA masako



[吉田昌子] 上分江畠在住。趣味は手芸と草むしり。月に一度、徳島市内で暮らす娘さんと一緒に食事をしたり、手芸用品などの買い物をする時間が何よりも楽しみ。孫4人、曾孫4人のおばあちゃん。

### 空き時間があれば手を動かしている

高知で生まれ育ち、上分で暮らしあげてから50年近くになります。小さな頃から手先を動かすのが好きでした。2年前から、上分の七夕まつりで、私が折った鶴の吊るし飾りを飾ってもらっています。ふくらした鶴はあまり見かけない、と集落支援員さんに言われたのですが、これは高知では割とよく知られた折り方なんです。家にいる時は、ずっと手を動かして、今はビニールテープバッグづくりに夢中になっています。以前はよく、毛糸を使った帽子や携帯電話を入れるケースを編んでいましたが、たくさん編みすぎて飽きてしまって。手芸が得意な娘に相談したら、ビニールテープを素材に使ったバッグのつくり方を新たに教えてくれたんです。

### 「よこの市」で広がった交友関係

ビニールテープバッグは、集中したら半日ぐらいで1つ完成できます。下分で毎年12月に開催される蚤の市「よこの市」を主催している方のおかげで、友達の輪も広がり、数年前から何人かのグループで出店するようになりました。今年はいろんな色合いのバッグを編んで持って行く予定です。手芸の他に、草抜きも好きですね。自宅の庭はもちろん、家の前の道路だけでなく、頼まれたら友達の庭の手入れをすることも。黙々と草抜きをしている途中で、後ろを振り返ると庭や道路がきれいになっている。その光景が広がっているのを見るととても嬉しくなるんです。

かみやまchではインタビュー動画を公開中です。▶



CONTENTS 目次 広報かみやま 2025年11月号 No.361

2 わたしの夢中なこと / 目次

### 3 特集

## 神山の歩むべき未来を 照らす光

- 10 心にはいつも神山があります
- 11 子育てのまち神山
- 12 元気で暮らそう
- 13 移住交流支援センターだより

14 神山ってステキ

18 つなプロの窓

20 町からのお知らせ

27 町からのお知らせ / 駐在所だより

28 町からのお知らせ / 神山消防署だより

30 国民年金だより

31 神山イベントカレンダー 2025 / 編集後記

32 わたしの好きな神山 / 祝 100 歳



神山町役場公式サイト



広報 kamyama DX



広報かみやま  
バックナンバー

KAMIYAMA INFORMATION



特集



# 神山の歩むべき未来を 照らす光

町制施行から70年。神山町は、これまで多くの人々が築いてきた豊かな自然と暮らし、そして文化の上に、新たな歩みを進めています。この先の神山がどんなまちであってほしいのか。観光、農業、林業・住まい、伝統文化、そして教育。それぞれの現場で未来を見据えながら挑戦を続ける人たちに、今後について伺いました。

## 祝 神山町 町制施行70周年記念式典



## 地域で協力しながら 食を守ってゆく

### 挑戦の先にあるおいしさを求めて

お米を生産していく上で、獲れ高はもちろん大切ですが、昨年よりおいしい米ができるのかが楽しみでもあります。毎年12月に開催される「米・食味分析鑑定コンクール:国際大会」にお米を出品していますが、とにかくさまざまのことへの挑戦は続けていきたいです。お米を通して神山町のよさを全国に広めていきたいと思います。



神山社中ファーム  
サービスオフィス  
代表  
阿部 充典 さん



まちの特産品であるすだちの収穫に励む。

### すだちを次世代へと継承するために

鬼籠野一ノ坂という小さいコミュニティでもすだち農家は多いので、地域単位で一緒に協力してやっていくことが大切です。おじいさんたちがこれまで育てて全国に名を残してきたすだちを、長い目で見て地道に継けていきたい。すだちの収穫量を減らさずに、売上を伸ばすことによって、みんながこの土地に定着すると思うんです。僕らの子どもや若い世代が増えれば、困り事があっても助け合うことができるし、その循環を広げていきたいですね。



すだち農家  
佐々木 宗徳 さん

### 専業で野菜をつくる文化に新しい風が吹く

フードハブが10年目を迎えて、専業で野菜をつくる仲間が少しずつ増えてきました。目標は10経営体が集まる事。農家数が減っている中で、山の中の神山の中では比較的広い場所を時間をかけて受け取りながら、荒らさないように守っていくことで、神山の農業の一部を担っていけたらいい。このまちには野菜の有機農産物の専業農家が元々いなかったけど、これから食としての暮らしが成り立つような、職業としての農業が見える時代になってくるんだろうなと思います。



フードハブ・  
プロジェクト  
共同代表取締役 農業長  
白桃 薫 さん



子どもたちに農業の魅力を伝える



黄金色に実った田んぼで、稲刈り作業が進む

## 林業、製材所、大工、設計士が 一つのまちに

大壠地の集合住宅に携わったことで、木の伐採からはじまり、製材所の人人がどんな仕事をして、大工さんがどう加工するか、という一連の流れを学びました。毎年開催している「伐採・製材所見学ツアー」を続けることで、少しでも地元の木を使った住まいづくりが広がっていけばいい。それは林業や製材に携わる人たちだけでなく、実際にここで暮らす私たちの生活と密接に関わっているから。林業があって、製材所があって、大工さんがいて、設計士がいる、全てが町内で揃うのが神山の魅力ですね。個人的には、神山にあるそれぞれの地区の特徴ある風景や暮らしが長く続していくことを願っています。



いけべ建築設計室  
池辺 友香子さん

林業  
住まい

山からはじまる  
神山のまちづくり

## その土地で育った木を使った家づくり

気候にも合うし、長持ちするから、その土地で育った木で家を建てるのが一番だと思っています。神山で家を建てるのなら、神山で育った木がいい。山で切った木が直接届けられて、家の完成までの流れを知ることができるのは、木の家づくりをしたい方にとって分かりやすいですよね。一方で、山の上から見る景色はだんだん変わってきて、山水が少なくなってきたと感じます。林業として山の手入れをするにしても、バランスを見て木を残したり、新しく植えたり、急がず長期的に取り組むことが大切ですね。かつて神山で盛んだった製材業も今はだいぶ少なくなってきましたが、家業や技術を絶やさないように、僕らの次の世代へと受け継いでいきたいです。



左右内製材  
三辻 貴弘さん



(写真右上)林業体験で、伐採の迫力と森の大切さを学ぶ  
(写真右下)子育て世代が集まって暮らし、長く住み継がれてゆく大壠地の集合住宅

## 人とのつながりが 神山らしさを形づくる

### 未来の宿のあり方と 神山らしい風景とは

石積み修復や川づくりを通して、これから風景を考えるようになりました。宿を中心に、周りの景観に手を入れることで、暮らし方がもっと良くなるし、ここに滞在した人がいろんな体験をすることで、神山の新しい価値を創造することになる。そして宿と地域との関係性がより深くなればいい。地域や組織の枠組みを越えて、ありたい自分像を持つ人たちが協力し、その関係を長く続けていくことが、神山らしい観光につながるのではと思います。



WEEK神山  
代表取締役  
神先 岳史 さん



修復された石積み。美しい景観がよみがえる

### 渡し舟となって人と人をつなぐ

誰かと仲良くなりたいし、いろんな人をつなげたいんです。旅行で神山を訪れた人や外国人のお遍路さんとカウンター越しにおしゃべりして、親密になってゆく。お客様同士で仲良くなることもあります。偶然居合わせた地域の人との交流も生まれることもあります。僕がしているのは、一人ができる観光事業のこと。神山の人って地元のことがすごく好きだから、まちを盛り上げるために、個人でもできることがあるのではと思います。



めし処 萬や 山びこ  
店主  
谷 真宏 さん



阿川地区の伝統・傘踊りが6年ぶりに復活

### 「また来たい」と思える場所へ

神山町は、よく他の目的地へと向かう通り道として使われることが多いと思っています。ただ通過されるだけではもったいない。滞在してもらって、地域経済を回してもらう。そのためには、引き留められる魅力が必要です。今僕にできることは、とにかく「岳人の森」を何回来ても魅力を感じられる場所にすること。そうすることで神山を訪れるきっかけの一つとなり、結果としてまちが盛り上がっていけばと思っています。



四国山岳植物園  
岳人の森キャンプ場  
山田 充 さん





伝統文化

楽しい文化のバトンを  
未来の子どもたちへ

## 伝統の傘踊りを次の世代へ

阿川地区の傘踊りは江戸時代後期に雨乞い祈願としてはじまったと伝わっており、約180年の歴史があります。コロナ期間もあり、数年間活動ができていなかったのですが、今回地区のみなさんの協力により、二之宮八幡神社で行われた秋祭りで6年ぶりに披露することができました。指導できる方も少なくなっていますが、来年以降も継続して活動し、次の世代につないでいくことで、阿川地区の大切な伝統である傘踊りを守っていきたいです。



阿川傘踊り保存会  
会長  
相原 利章 さん



寄井座ジュニアのメンバーに演技を指導



まちの自然に包まれながら歩むお遍路さん

## 神山の地域性をつなぎ、可視化する



寄井座ジュニア  
(写真左から)  
糸井 恵理 さん  
秋山 千草 さん

**糸井** 伝統的な芸能って単体で存在しているではなく、風土や食育、他の文化など、まち全体の地域性をつないでいくようなことだと思います。農村舞台って、地元で採れた旬の食材が入ったばら寿司を食べて、季節を感じながら楽しむものです。子どもたちの中で小さな種が育っていき、何十年後かに、誰かに話したくなる地元の文化として残っていけばいいですね。

**秋山** 子どもたちが人形浄瑠璃に触れる機会を続けたい、という想いから、鮎喰川コモンで練習に励んでいます。放課後に過ごす場で見聞きする人形や歌が、なんだか楽しそうっていう入り口だと近づきやすい。みんなが和気あいあいとやれる関係性の中で、“楽しい”がつながっていくといいなと思います。

## 神山ならではの学びが 未来を生きる力になる

### 神山で育ち、世界に羽ばたく人たちへ

これから4年生や5年生が卒業に向けたプロジェクトに進む上で、神山が抱える課題にテクノロジーとデザインの力を活用して向き合おうとする学生がきっと出てきます。日本の地方が抱えている課題にいち早く神山から取り組んでいき、神山発の解決策が良い事例となって、日本全体の解決へと広がるようになると嬉しいですね。そのために大切なのは、このまちの方々ともっと深いところでつながっていくこと。卒業生の中には世界に羽ばたく人もいれば、起業して神山に残り、地域の方々に応援していただきながら、一緒に何かをやっていこうとする人が出てくる可能性もあります。みんなの心の片隅で、神山で学び育ったからこそ、縁あって活躍できているんだ、と思ってもらえたとを考えています。



神山まるごと高専  
校長  
五十嵐 浩二さん



(写真上)町民のみなさんにむけておこな  
われた報告会の様子

(写真下)真剣な表情で講義に臨む学生

### 町民の学びの場があり続けることを願う

歴史ある神山町成人大学講座は、半世紀以上も永続しており、当初の「神山の庚申さん」に始まり、まちの史跡、伝説。橋や道など多岐にわたり学級生が協力、調査し冊子にまとめ発刊してたとのこと誇りに思い、感謝にたえません。現在は、年10回、学級生の要望に沿ったかたちで、午前は、講師による座学・講義を、午後は、神社仏閣史跡などの現地研修にて学びを行っています。今年度は、71名の学級生が在籍し、学びの一環である町外ならびに県外研修はとても好評で、学級生の学習意欲の高いことには感心されます。人生最終章まで学びそのもので、人の出会いを大切にしたく、これからも神山町が続く限り、社会教育の一環としての学びの場、そして出会いの場として、更に成人大学講座がますます発展されることを願っております。



神山町成人大学  
学級長  
原田 健義さん



(写真左上)現地研修で地域の史跡を訪れる  
(写真左下)真剣に講義に耳を傾ける学級生たち



## 未来へ踏み出す、まちの新たな一歩

変化の時代の中でも、神山には挑戦を恐れず、前を向いて歩み続ける人たちがいます。農業や林業の現場で自然と向き合い、観光の分野でこれまでの良さを残しつつ新しい魅力を生み出し、受け継がれてきた伝統文化を次の世代につなぎ、教育の場で次の世代を育む。その一つひとつの努力が、これからの中山を支える力になっています。

小さな挑戦の積み重ねが、やがて確かなまちの未来をつくる。70周年という節目をむかえ、まちは未来に向けた新しい一歩を踏み出しています。

(写真は、朝日が差し込む下分の旧道)



# 心にはいつも神山があります

まちの外で生きてます

神山町出身者の今を紹介します！

先輩！

たに なつみ  
谷 奈穂 さん (43歳)

(旧姓：岩田) [鬼籠野出身、徳島市在住]



## 自然に囲まれて過ごした神山時代

私が子どもの頃、家は鬼籠野の奥の方にありました。坂がきつくて学校帰りにはいろんな荷物を持って帰るのがすごく辛かった……。友達の家が遠かったため、弟や従兄弟と遊ぶことが多く、梅農家だったので、畑仕事について行って、木登りしたり、秘密基地をつくったり、川遊びをしたり。小さい頃から、夢は母と同じ看護師でした。

寮生活を始めた神山中学校では、3年間バレーボール部に所属していましたが、音楽が好きだったので2年生からは吹奏楽部に助っ人で参加。3年生の時にはパーカッションとして参加して、県大会で金賞を取り、四国大会に出場しました。



神山中学校の校舎で  
1年生の時に、同級生  
と撮った一枚

## 城南高校へ進学後、看護の道へ

高校は城南高校に進学。神山の子が市内の高校に通う場合、下宿をしたり、アパートを借りるのが一般的でしたが、中学三年間を寮で過ごし親元を離れていたため、父の助言で神山の家から通うことに。高校ではバンド活動をして充実した時間を過ごしました。

その後、神戸にある兵庫県立総合衛生学院へ入学。大親友も神戸にいて、はじめての一人暮らしはとても楽しかった！でも、家族や友達に会うためしおり神山には帰っていましたね。卒業後には神戸のリハビリテーションセンターに就職し、4年間勤めました。

### 取材先募集！

インタビューを受けていただける神山町出身者（町外在住）を募集します。自薦・他薦は問いません。お問い合わせは神山町広報担当者まで。

長編はこちら！ほかの  
写真もご覧ください▶



看護学生2年生の戴帽式にて。母と同じ看護師の道を歩みはじめる



## 子育てと仕事

やはり徳島に戻りたいと思い、徳島大学病院に転職して今年で18年目です。二人の子育てをしながら、集中治療室を担当しています。大変なこともありますが、大学病院はいろいろな科があるので勉強になります。また院内には教育をする役割があって、今はそれも担っています。新人の時に教えてもらったことを少しでも恩返ししたいと思っています。

## まちの外で暮らす先輩に あれこれ聞いてみよう

Q 中学時代の一番の思い出は何ですか？

A 一番の思い出は、3年間の寮生活です。掃除や洗濯といった生活全般の自立や上下関係、共同生活など、とても貴重な経験ができました。皆勤賞をとったのも良い思い出です。

Q 仕事で自分の成長を感じる時はいつですか？

A 内科から外科、集中治療室へとさまざまな部署への異動に伴い、その時々で病気や治療、進歩し続ける医療のことを学んでいます。看護師人生を何年重ねても、いつも小さな成長を感じます。

Q 神山で一番好きな場所はどこですか？

A 神山の自然の風景が大好きで、特に慣れ親しんだ実家の庭から眺める山の景色が好きです。初夏の緑が生い茂った山に、雨上がりにうっすらとした霧がかかるとさらに良く感じます。



企画編集

やままち編集部

遠くで暮らしていても神山に関わりたい神山町出身者4人が企画制作を担います。





## 子育てのまち 神山

### 児童生徒への 支援一例

神山町では、子どもたちが確かな学力・豊かな心・健やかな体を育み、社会的・職業的な自立ができるよう、さまざまな支援制度を整えています。周知の通り、給食費全額無償化は平成30年に県下で最も早く小・中学生を対象に実施。また、ワークブックなどの教材費や入学助成金、体育・文化（部活動）活動費などの支給も充実しています。さらに、学びの場の提供にも積極的で、中学2・3年生を対象に放課後、英語と数学を教える【地域未来塾】を週1～2回開催。講師として学校教職員や地域の一般の方々が参加し、地域ぐるみで支える体制が整っています。今年4月に徳島県教育委員会が推奨した

【ラーニングの日】についても神山町教育委員会はすぐに導入を決定。「児童生徒が保護者等とともに平日に校外で体験や探求の学び・活動を自ら企画し実行する日」とされるもので、登校しなくても欠席扱い

### 神山町の教育が充実している理由

神山町では、子どもと先生の両方を支える町独自の制度を整備し、子どもたちの学びと成長を支える環境づくりに注力。教育長の高橋さんは「神山町の教育は徳島県内では最も充実していると思っている」と胸を張ります。地域全体で子どもたちを見守り、育てる、そんな神山の基盤となっている教育の制度や取り組みをご紹介します。

しないのが特徴です。制度を利用して大阪・関西万博に参加した保護者からは「先生からも応援していただいているので、気兼ねなくクラスで万博の話ができる。子どもにとって安心できる制度だ」との声が届いているそうです。

### 教職員への 支援一例

「教育で最も大切なのは、子どもたちと向き合う先生です。質の高い教育を実現するには、意欲ある先生方と力を発揮できる環境づくりが欠かせません」と話すように、ルールや制度を整えてきた教育長。神山町の教育方針に共感し、地域との関わりを大切にしてくれる先生を配属してもらえるよう、教育長自ら県への要望も続けてきました。ま

た、県下ではじめて町独自で学級担任や教科担任ができる先生を採用できる条例をつくり、神山町での勤務を希望する教員を積極的に採用。教員の負担を軽減し、教育の質を高めています。その他、教育研究会や団体会員費は個人負担になることが多いですが、神山町では補助。さらに、お盆や年末年始を学校閉庁日にするのはもちろん、10月第3月曜日およびその翌日を秋季休業日とすることで、教職員の有給休暇取得も促進しています。その結果、小・中学校ともに県下で最も残業の少ない学校となり、文部科学省が推奨する目標時間をすでに下回っています。こうした制度の充実により町外の多くの先生が神山町を希望しててくれる人という誇らしい結果を生んでいます。



高橋 博義 さん

神山町で生まれ育ち、大好きな地元で暮らしたい、子どもたちに接する仕事がしたいと教員に。徳島県教育委員会で人事・採用等にも従事し、平成27年より教育長に就任。

「現在は直接指導はできないが、教育環境はできるだけ整えていきたい」と話す。

# 教えて 保健師 さん



お問い合わせは…  
神山町健康福祉課  
予防係まで  
TEL 676-1114

## バランスを整えるための食の基準量

健康増進法の規定に基づき、国民の健康の保持増進や生活習慣病の予防を目的として食の基準量が定められています。みなさん一人ひとりに基準量があります。

| 健診データに<br>異常がない方の<br>食品の基準量 | 1群     |    | 2群  |    | 3群        |           |     |     | 4群         |     |    |                          |                             |
|-----------------------------|--------|----|-----|----|-----------|-----------|-----|-----|------------|-----|----|--------------------------|-----------------------------|
|                             | 牛乳・乳製品 | 卵  | 魚介類 | 肉類 | 野菜        |           | いも類 | 果物類 | きのこ類       | 海藻類 | 穀類 | 嗜好品                      |                             |
|                             |        |    |     |    | 緑黄色       | 淡色        |     |     |            |     |    | アルコール                    | 菓子等                         |
|                             | g      | g  | g   | g  | g         | g         | g   | g   | kcal       | g   | g  | g                        | g                           |
|                             | 200    | 60 | 70  | 70 | 150<br>豆腐 | 150<br>豆腐 | 250 | 100 | 80<br>kcal | 50  | 50 | 20<br>個人によ<br>りまちまち<br>り | 25<br>週休<br>1~2<br>4<br>調整群 |
| あなたの<br>基準量は?               |        |    |     |    |           |           |     |     |            |     |    |                          |                             |
|                             |        |    |     |    |           |           |     |     |            |     |    |                          |                             |

健診結果によって、基準量がかわります

### バランス食とは…?

人間の体をより良い状態に保つために考えられた基準の食品と量です。  
皆さん、自分の体にあった食品と量はご存じですか?  
自分にあった食の基準量が知りたい方は、ぜひご相談ください。

かみやまch  
はこちら▶



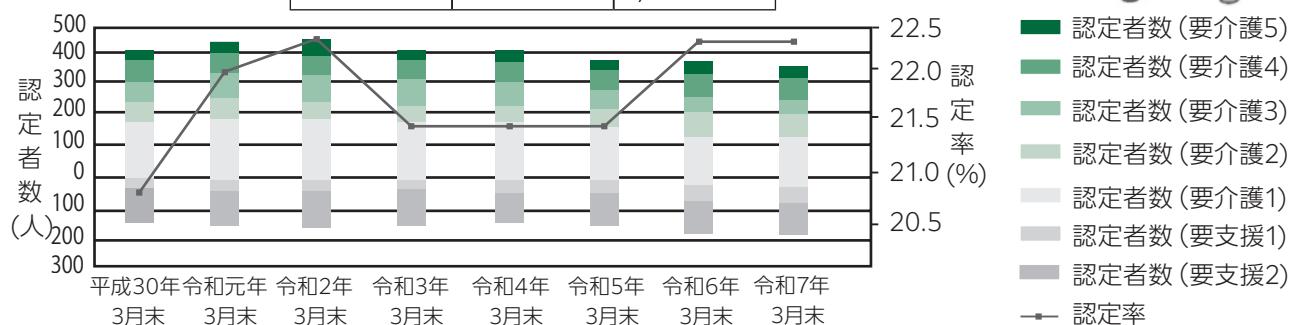
## 元気で暮らそう 毎日を元気に暮らしていくヒントをお届けします。

介護予防シリーズ 93

### 神山町の要介護 要支援者認定者数

神山町の認定率の降順  
[令和7年4月末時点]

|      |       |          |
|------|-------|----------|
| 徳島県内 | 4番目   | 23保険者    |
| 全国   | 176番目 | 1,574保険者 |



- 認定者数(要介護5)
- 認定者数(要介護4)
- 認定者数(要介護3)
- 認定者数(要介護2)
- 認定者数(要介護1)
- 認定者数(要支援1)
- 認定者数(要支援2)
- 認定率

(出典)平成29年度から令和4年度／厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」、  
令和5年度から令和6年度／「介護保険事業状況報告(3月月報)」、  
令和7年度：直近の「介護保険事業状況報告(月報)」

介護予防事業の一環として住民を主体とした定期的に開かれる通いの場は、高齢者であれば誰でも参加することができて、無理なく楽しみながら通うことができるのが特徴です。現在神山町では通いの場は、15ヶ所あります。ぜひ参加してみてください。

※介護予防は、高齢者が可能な限り元気で自分らしい暮らしを実現できるよう、要介護状態などとなることの予防、または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止をして行われています。



お問い合わせは…神山町地域包括支援センター TEL 088-676-1185

# 移住交流支援センターだより



NPOグリーンバレーの中川・伊藤・吉田がお届けします。

## イベント開催!「空き家活用はじめの一歩」

こんにちは。移住交流支援センターの中川です。実際に空き家が活用されるまでの流れを体験できるイベントを開催します。空き家について身近に考えるきっかけにしてもらえますよう、みなさんのご参加をお待ちしています！

1

### 現地版 空き家のミカタツアー

11/22 土

- |     |             |
|-----|-------------|
| 1回目 | 9:00~9:45   |
| 2回目 | 10:00~10:45 |
| 3回目 | 11:00~11:45 |

設計士さんと一緒に、片付け前の空き家見学ツアーを行います。大工さんによる床の解体作業も見学しつつ、「床下ってどうなってるの?」「改修の時に見るポイントって?」など、空き家のミカタと一緒に体験してみましょう。

WEB連載  
「空き家のミカタ」は  
こちら▶▶▶

会場 神領上角の空き家

定員 各回とも5名程度

2

### 片付けワークショップ

|     |                        |
|-----|------------------------|
| 1回目 | 11/22 土<br>13:00~16:00 |
| 2回目 | 11/27 木<br>9:00~12:00  |
| 3回目 | 11/27 木<br>13:00~16:00 |

町のルールに従ってゴミを分別しつつ、まるっと1軒、空き家を片付けてみましょう。モノストックを通したリユースや郷土資料の保護なども行っています。

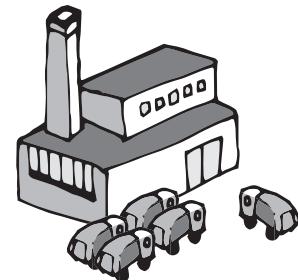


3

### ゴミの行く末 見学ツアー

12/3 水  
9:30~16:00

午前中は分別したゴミを収集車に積み込みます（見学のみも可）。午後はトラックを追いかけて神山町環境センターを訪問し、ゴミが実際に処理されていく様子を見学してみましょう。



イベントはすべて事前申し込み制です。電話 088-676-1177

こちらのQRコードからも  
お申し込みいただけます。▶



空き家相談・  
家探しの相談  
随時受付中!

空き家相談会以外でも、隨時相談を受け付けています。  
お気軽にご連絡ください。  
移住交流支援センター  
TEL 676-1177

新規移住  
相談件数

8月 7件 9月 14件

## 一空き家から出るモノを再利用 モノストックオープンデー



11/25 (火) 9:00~12:00

12/16 (火) 9:00~12:00

場所: 神領青井夫・旧国道沿い



# 神山ってステキ!

## 神山町町制施行70周年記念式典が開催されました



10月19日（日）、神山中学校屋内運動場で神山町町制施行70周年記念式典が開催され、町内外からおよそ220人が出席しました。式典の幕開けには阿川芸能獅子舞保存会が獅子舞を披露し、会場を祝賀の雰囲気で包みました。

式典では、まちの自治や社会福祉、地域活動などに長年尽力された61人と8団体に、表彰状や感謝状が贈られました。

式典後には桜花連が華やかな踊りを披露し、拍手に包まれる中で節目の式典を締めくくりました。

※神山町は1955年3月31日、阿野村、鬼籠野村、神領村、下分上山村、上分上山村の旧5村が合併して誕生しました。

## 神山町町制施行70周年記念式典





## 神輿を担いで地域を元気に! 黒松八幡神社例大祭

10月17日（金）、上分黒松八幡神社の例大祭で、上分在住や出身者など有志の方々による神輿担ぎが行われました。

当日は国籍や年齢を問わず20名を超える方が参加し、元気な掛け声とともに地域を練り歩きました。担ぎ手の活気あふれる姿に沿道の人々からも笑顔が見られました。



復活してから3年。毎年参加していますが、毎年違った良さを感じていい。

渡辺 祐志 さん



上分の元気な一面を感じることができて、参加していく楽しいです。

安東 陸人 さん



神輿を担ぎ、みなさんと交流し、今後の作品づくりへの発想をもらいました。

ルーファス ウォード さん



## 二之宮八幡神社例大祭にて 6年ぶりに傘踊りが復活!



10月31日（金）二之宮八幡神社で例大祭が行われました。

今回は、阿川地区に伝わる伝統の踊り「傘踊り」を6年ぶりに復活させようと、地元の有志が集まり、練習を重ねてきました。祭り当日、久しぶりに響く音に、観客からは「聞き馴染みのある音が聞けてうれしい」といった声が寄せられ、地域の伝統復活を喜ぶ温かい雰囲気に包まれました。

# 神山ってステキ!

## 神中生の力走! 第66回名西郡中学校駅伝大会

10月28日(火)に第66回名西郡中学校駅伝大会が開催されました。神山中学校は男女ともに出場し、女子第3位、男子第2位と全員がベストを尽くし走り切りました。

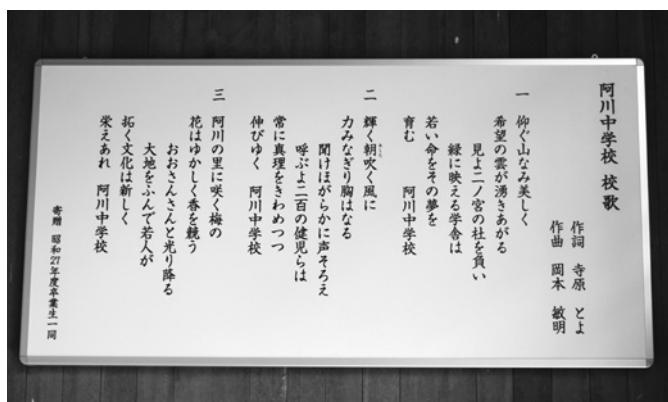
男子第3区と第6区では、区間賞を神山中学校の2名の選手が獲得しました。



スタート前はしっかりと走れるか不安だったけど、調子良く走れてよかったです。  
第3区区間賞  
松村 和貴さん



怪我明けでしたが、県中学駅伝につながる走りができたのでよかったです。  
第6区区間賞  
栗飯原 遼さん



## 母校への想いを込めて 校歌の額を寄贈



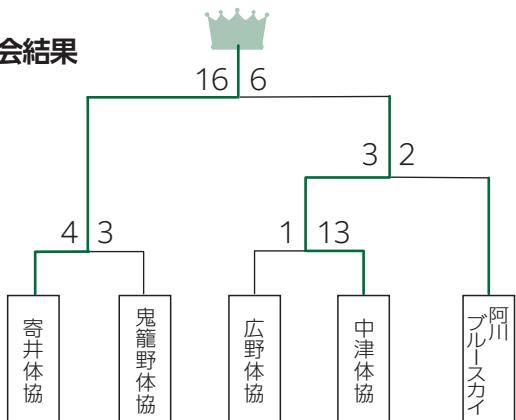
昭和27年度に阿川中学校を卒業されたみなさんが、「母校に形あるものを残したい」「訪れた人に母校を感じてほしい」という思いを込めて、校歌の額を寄贈されました。寄贈された額は、現在、旧阿川中学校体育館に設置され、阿川中学校の歴史を今に伝えています。

## 第67回神山町長旗争奪野球大会

第67回神山町長旗争奪野球大会を神山町民総合運動場で開催しました。5チームが参加し、8月21日から29日の日程で熱戦を繰り広げました。

決勝戦では、初回以降寄井が毎回得点により大きくリードし、6回コールドゲームで寄井体協が優勝しました。

### 大会結果





## 棒掲きを再現!神山まるごと高専「まるごと祭2025」開催!

10月25日（土）、26日（日）に神山まるごと高専にて「まるごと祭2025」が開催され、テクノロジ一体験型コンテンツやアート作品の展示、もち投げや阿波踊りなど多数の企画に盛り上がりをみせました。

今回、まちの伝統神事「棒掲き」を復活。約6年ぶりにやぐらを設営し、上角松葉蓮のみなさんとともにおよそ8mの木を高く上げ、来場者からは大きな拍手が送られていました。



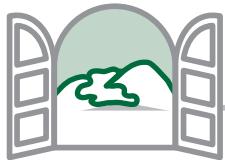
## 笑顔あふれる高齢者体育大会



10月3日（金）神山町高齢者体育大会が養護老人ホーム寿泉園のふれあいゲートボール場で開催され、各地区から多くの参加者が集まりました。

大会では、個人種目や団体種目に加え、全員で楽しむじゃんけん大会など、さまざまなプログラムが行われ、会場は終始にぎやかな声に包まれました。競技に臨みみなさんのいきいきとした姿や笑顔があふれる明るい雰囲気の中、交流と健康づくりを楽しむ、充実した一日となりました。





# つなプロの窓

“まちを将来世代につなぐプロジェクト”は、どう進んでいる?

第Ⅱ期  
2021~2025

8月から10月まで開催を重ねてきた「まちを将来世代につなぐ作戦会議」(略称・つなプロ作戦会議)もひと段落しました。改めて、何を目的に、どんな場を持ってきたのか、この後どう進めていくのか、をご紹介したいと思います。

「つなプロ作戦会議」は、神山町創生戦略「まちを将来世代につなぐプロジェクト」の次の5年間、そしてさらにその先のまちづくりについて考える場。まちを将来世代につなぐことは、役場や神山つなぐ公社だけではできません。地元の人も町外の人も企業の人も一緒になって取り組んでいけるよう、まちのみなさんと一緒に考えるための場として、「対話の場・勉強会・発表会」の3段階で開催してきました。

## 対話の場



8月8日、8月25日、9月12日の3回にわたって開催しました。神山のこれまでと現状を振り返りつつ、これからの神山への想いや、それぞれの関心・やってみたいことを語り合い、一緒に取り組む仲間と出会っていく時間に。「こんなことができたらいいな」「これを神山で試してみたい」そんな想いを持ったみなさんが熱く語り合いました。特に関心が高かったテーマは、「山・川・里山・農林業」そして「交流・継承・文化活動」「仕事と観光」。「こうやっていろんな人の思いを聞き、対話・交流できる場を求めていた」という声も複数いただき、思い切って、今回の検討プロセスを開いてみてよかったです、と感じました。

### 参加者の声を いくつか ご紹介します

- まちのことを考えている人が思ったより多くいて、考え方や方法は違っても、このまちをつないでいこうという人たち同士が意見を交わし合う場は、これからも必要だと感じた。
- はじめてお会いした方とも、神山町の未来について話すことができ、とてもワクワクしています。
- 山林や川など自然資本に課題感を感じる声が多くかった。重要度が高い分野だと思うので、官民連携で、ぜひつなプロで取り組んでほしい。



坂井 義隆

Yoshitaka Sakai

神山町役場まちづくり戦略課で地方創生を担当。最近、生後4ヶ月のやんちゃなワンコを家族に迎え、にぎやかな毎日を過ごしています。

## 勉強会

9月18日、19日、22~23日に3つの勉強会を企画しました。1つ目は、第1期の検討プロセスから立ち上がったフードハブ・プロジェクトの事例を聞かせてもらいながら「まちを将来世代につなぐプロジェクトとは?」を考えました。2つ目は、「交流・対話の場」を求める声が多くなったことを受けて、岐阜県各務原市から来られた皆さんから、民間主体で毎月1回「寄り合い」という対話の場を開きつつ、そこからいろんな取り組みが生まれてきた経緯や大事にし



人口減少が進む神山町では、2016年に創生戦略「まちを将来世代につなぐプロジェクト（通称：つなプロ）」を策定しました。目指しているのは、これからを生きる将来世代が「自分とまちに可能性を感じられる状況」です。本連載では、つなプロを推進する神山つなぐ公社のメンバーを中心に、最近の取り組み状況をお伝えします。

ていると教えてもらいました。3つ目は、「何とかしたい」という声が多かった「山、川、森林などの自然」について、旧鬼籠野小学校を舞台に2日間にわたって行いました。森林や川、農林業をめぐるさまざまな資料の展示や、河川模型を使った体験レクチャー、郷土資料館のガイドツアーなど、いろいろな視点から情報を仕入れ、居合わせた人と話を交わす中で、改めて自分がやるべき・やりたいことを見つけることができたという声も聞きました。



## 発表会

そして迎えた10月14・15日の発表会。当初は1日だけの開催を予定していましたが、予想を大きく上回る発表の申込みをいただき、アイデア部門・プロジェクト部門あわせて21件の応募がありました。そのため、発表会は2夜にわたって開催することになりました。

発表された内容は多岐にわたり、

- 若者同士、そして若者と大人がつながる地域の場づくり
- 放置された山林の整備や獣害対策
- 挑戦や起業を後押しする仕組みづくり
- 広野小学校旧校舎の校庭や建物の活用など、  
それぞれの思いや経験から生まれた多彩なアイデアや  
プロジェクト案が発表されました。

会場には町内外から多くの方が訪れ、発表を聞きながら「新たな視点が得られてよかった」「自分にも何か協力できることがあるかも」といった気づきや応援の声が多く聞かれました。発表会の最後には、参加者一人ひとりがまちにあってほしいと感じた取り組みにシールで意思表示を行い、会場全体で応援の気持ちが広がる場になりました。



## 今後について

発表内容を受けて、つなプロとして協働の可能性が高いものについては、町・公社・関係者（発表者）が一緒になって、協議を重ねながら実現を目指します。

12月末には第3期の創生戦略として発表し、2026年度以降の実施に向けて、準備を進めていく予定です。すぐに動き出すものもあれば、時間をかけて形にしていくものもありますが、今回のプロセスを通じて見えてきたのは、神山町の中にすでにたくさんの動き出す力があるということでした。この作戦会議が、そうした力をつなぎ、まちの将来世代につなぐきっかけとなることを願っています。

つなプロ作戦会議について  
イン神山に詳しく掲載しています  
こちらもご参照ください。▶▶▶



# 町からのお知らせ

## 令和7年度上半期の財政状況 (令和7年9月30日現在)

### (令和7神山町公表第48号)

神山町財政状況の公表に関する条例の規定により、令和7年度上半期の財政の状況を公表します。

令和7年9月30日 神山町長 河野 雅俊

### 1 予算執行状況

(単位:千円)

| 区分          | 予算額       | 歳 入       |      | 歳 出       |      |
|-------------|-----------|-----------|------|-----------|------|
|             |           | 収入済額      | 収入率  | 支出済額      | 支出済率 |
| 特別会計        |           |           |      |           |      |
| 一般会計        | 7,425,200 | 3,327,931 | 44.8 | 2,834,463 | 38.2 |
| 国民健康保険特別会計  | 781,000   | 304,868   | 39.0 | 264,658   | 33.9 |
| 介護保険特別会計    | 1,014,531 | 501,542   | 49.4 | 408,754   | 40.3 |
| 後期高齢者医療特別会計 | 134,154   | 75,279    | 56.1 | 28,774    | 21.4 |
| 合 計         | 9,354,885 | 4,209,620 | 45.0 | 3,536,649 | 37.8 |

・公営企業会計

収益的収入及び支出（維持管理経費）

| 区分       | (単位:千円) |        | %     |
|----------|---------|--------|-------|
|          | 予算額     | 決算額    | 執行率   |
| 簡易水道事業収益 | 230,278 | 79,182 | 34.4% |
| 簡易水道事業費用 | 206,053 | 96,879 | 47.0% |

資本的収入及び支出（資産の取得経費）

| 区分    | (単位:千円) |         | %     |
|-------|---------|---------|-------|
|       | 予算額     | 決算額     | 執行率   |
| 資本的収入 | 422,294 | 200,039 | 47.4% |
| 資本的支出 | 466,355 | 45,415  | 9.7%  |

### 2 地方債現在高

令和7年9月30日現在の事業別現在高及び令和7年度上半期の元利償還金は次のとおりです。

(単位:千円)

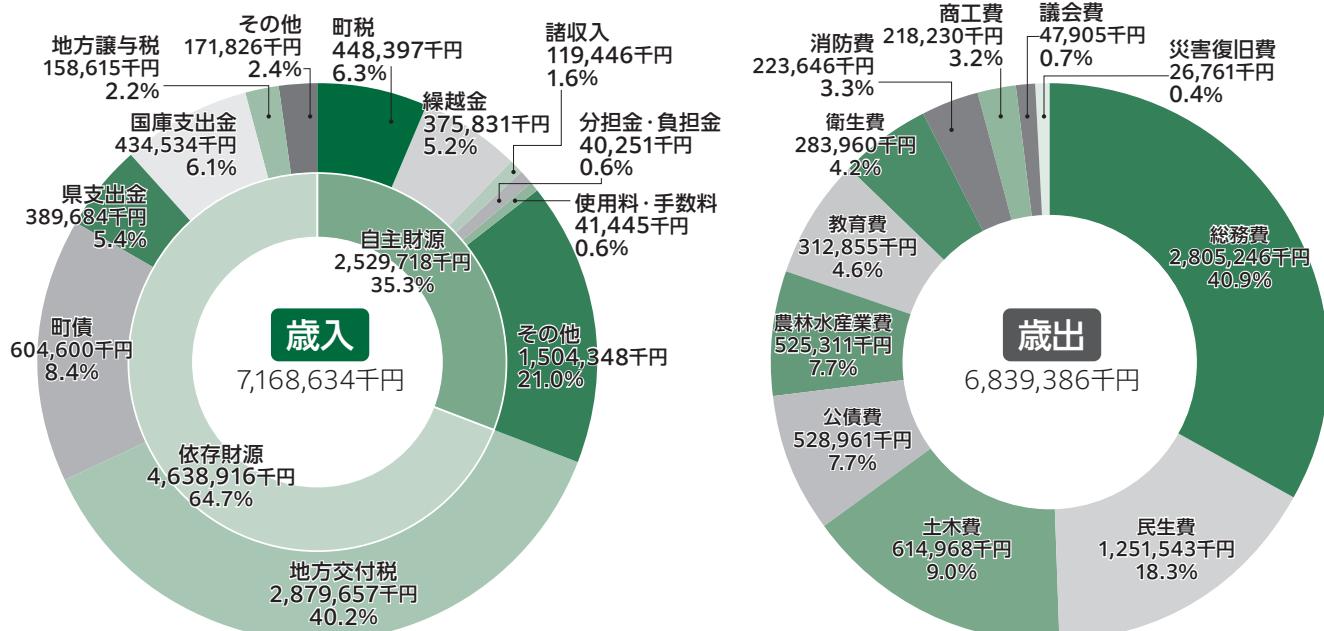
| 事 業 名              | 借 入 現 在 高 | 元利償還金   |        |
|--------------------|-----------|---------|--------|
|                    |           | 元 金     | 利 子    |
| 公共事業等債             | 9,857     | 652     | 11     |
| 一般単独事業債            | 132,191   | 9,215   | 176    |
| 義務教育施設整備事業債        | 507       | 503     | 8      |
| 災害復旧事業債            | 133,020   | 18,336  | 152    |
| 過疎対策事業債            | 5,132,975 | 213,208 | 12,021 |
| 財源対策債              | 27        | 27      | 0      |
| 緊急防災・減災事業債         | 659       | 658     | 1      |
| 辺地対策事業債            | 157,485   | 12,922  | 200    |
| 臨時財政対策債            | 349,255   | 49,912  | 389    |
| 減収補てん債             | 512       | 512     | 1      |
| 防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債 | 106,644   | 4,516   | 257    |
| 一般会計分計             | 6,023,132 | 310,461 | 13,216 |
| 公営企業会計             | 824,863   | 21,024  | 4,281  |
| 合 計                | 6,847,995 | 331,485 | 17,497 |

### 3 一時借入金

0 千円

## 町財政状況

令和6年度決算の状況は次のとおりです。(神山町公表第49号)



町民1人あたりの町税負担額 94,698円

自主財源 35.3%  
依存財源 64.7%

町民1人あたりに使ったお金 1,444,432円

### 特別会計決算

(単位:千円)

| 区分          | 歳入        | 歳出      | 差引     |
|-------------|-----------|---------|--------|
| 国民健康保険特別会計  | 715,282   | 706,125 | 9,157  |
| 介護保険特別会計    | 1,021,791 | 988,063 | 33,728 |
| 後期高齢者医療特別会計 | 130,390   | 129,749 | 641    |

### 令和6年度

### 決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)の規定により、次のとおり公表します。

#### 健全化判断比率 (4つの比率)

(令和7年神山町公表第50号)

- 実質赤字比率……一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率
  - 連結実質赤字比率……全ての会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率
  - 実質公債費比率……一般会計などにおける地方債の償還や公営企業が借り入れた地方債の償還に対する一般会計からの繰出金などの標準財政規模に対する比率  
第三セクターなども含め、一般会計等が将来負担すべき 実質的な債務の
  - 将来負担比率……標準財政規模に対する比率
- (単位: %)

|         | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|--------|----------|---------|--------|
| 神山町の比率  | —      | —        | 3.5     | —      |
| 早期健全化基準 | 15.0   | 20.0     | 25.0    | 350.0  |

注:実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合「—」の記載となる。

注:4つの比率のうち1つでも「早期健全化基準」(黄信号)に達すると財政健全化計画を策定しなければならない。

(単位:千円)

#### 資金不足比率

(令和7年神山町公表第51号)

| 特別会計の名称       | 資金不足比率 | 事業の規模  |
|---------------|--------|--------|
| 神山町簡易水道事業特別会計 | —      | 87,251 |

注:資金不足額(赤字額)がない場合「—」の記載となる。

注:健全化法施行令17条第3号の規定により事業の規模を算定

# 町からのお知らせ

## 令和6年度 神山町人事行政の運営等の状況

神山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、次のとおり職員の任用、給与、服務や勤務条件等の人事行政の運営状況について公表します。

### 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(単位:人)

| 年度区分  | 令和6年<br>4月1日現在職員数 | 令和6年度中<br>採用者数 退職者数 |      | 令和7年<br>4月1日採用者数 | 令和7年<br>4月1日現在職員数 |
|-------|-------------------|---------------------|------|------------------|-------------------|
|       | 95(1)             | 1(0)                | 3(0) | 3(0)             | 95(1)             |
| 一般行政職 | 4(1)              | 0(0)                | 0(1) | 0(0)             | 4(0)              |
| 計     | 98(5)             | 9(2)                | 0(3) | 1(0)             | 99(2)             |

\*令和6年4月1日現在の職員数には令和6年度中の採用者数を含みます。

\*( )の数値は再任用職員です。

▼定数条例から見た職員数

| 区分           | 定 数 | R6.4.1職員数 | R7.4.1職員数 | R7と定数との比較 |
|--------------|-----|-----------|-----------|-----------|
| 議会の事務部局      | 2   | 1         | 1         | ▲1        |
| 町長の事務部局      | 121 | 87(2)     | 87(1)     | ▲34       |
| 選挙管理委員会の事務部局 | 1   | 併任0       | 併任0       | ▲1        |
| 監査委員の事務部局    | 1   | 併任0       | 併任0       | ▲1        |
| 教育委員会の事務部局   | 32  | 10(0)     | 10(0)     | ▲22       |
| 農業委員会の事務部局   | 1   | 1         | 1         | 0         |
| 計            | 158 | 99(2)     | 99(1)     | ▲59       |

### 2. 職員の給料の状況

(1)1人当たりの支給額(R6.4.1)

| 区分    | 平均給料月額   | 平均年齢  |
|-------|----------|-------|
| 一般行政職 | 309,600円 | 41.3歳 |
| 技能労務職 | 296,000円 | 56.4歳 |

(2)初任給基準(R6.4.1)

| 区分    | 大学卒      | 短大卒      | 高校卒      |
|-------|----------|----------|----------|
| 一般行政職 | 196,200円 | 179,100円 | 166,600円 |
| 技能労務職 | —        | —        | 162,100円 |

(3)手当制度の状況(R6.4.1現在)

| 手当    | 内容及び支給額   | 手当    | 内容及び支給額  |
|-------|---|-------|--|
| 扶養    | 配偶者 月額6,500円<br>配偶者以外の扶養親族<br>扶養親族 子 1人 月額10,000円<br>父母等 1人 月額6,500円<br>16歳～22歳までの子 5,000円加算  | 夜間勤務  | 正規の勤務時間として22時から翌朝5時までの間勤務が割り振られた職員<br>1時間当たり給料額×時間数×0.25   |
| 住居    | ・借家・間借り居住<br>月額27,000円以下の家賃<br>家賃月額から16,000円を控除した額<br>月額27,000円を超える家賃<br>家賃月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)に11,000円を加算した額(最高27,000円) | 管理職手当 | 管理又は監督の地位にある職員<br>参考 (1種)69,700円<br>総務課長 (2種)58,000円<br>総務課長以外の課長・議会事務局長・教育委員会教育次長、農業委員会事務局長・出納室長 (3種)41,000円<br>保育所長 (4種)38,000円<br>支所長・総務課長補佐等 (5種)33,000円 |
| 通勤    | 通勤距離(片道)2km以上の職員に支給<br>自動車等使用の場合<br>通勤距離に応じて、月額2,000円から24,400円  | 期末    | 基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員<br>期末手当基礎額×(6月期1.225、12月期1.225)×期間率×役職加算率<br>*期末手当基礎額=給料+扶養手当<br>*役職加算率…3級以上の職に応じ1.05～1.15  |
| 時間外勤務 | 正規の勤務時間を超えて勤務する職員<br>・勤務日における時間外<br>1時間当たり給料額×時間数×1.25(22時から翌5時までは1.50)<br>・上記以外の勤務における時間外<br>1時間当たり給料額×時間数×1.35(22時から翌朝5時までは1.60)                              | 勤勉    | 基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員<br>勤勉手当基礎額×(6月期1.025、12月期1.025)×期間率×役職加算率<br>*勤勉手当基礎額…給料月額<br>*役職加算率…3級以上の職に応じ1.05～1.15   |
| 休日勤務  | 祝日及び年末年始の休日に勤務する職員<br>1時間当たり給料額×時間数×1.35(22時から翌朝5時までは1.60)  | 特殊勤務  | 防疫特殊勤務手当 1日1,000円以内<br>死体処置特殊勤務手当 1件5,000円以内<br>水道特殊勤務手当 日額 200円<br>環境セイタ・特殊勤務手当 日額 250円   |
|       |   | 宿日直   | 宿日直勤務をする職員<br>・勤務1回につき4,400円<br>・労働基準法第41条第3号による行政官庁の許可に基づく日直は、許可の額  |

(4)特別職の報酬などの状況(R6.4.1現在)

| 区分 | 月額           | 期末手当                      |
|----|--------------|---------------------------|
| 給  | 町長 746,000円  | ・6月期<br>給料月額×1.15×1.70月分  |
| 料  | 副町長 597,000円 | ・12月期<br>給料月額×1.15×1.70月分 |
|    | 教育長 541,000円 |                           |

| 区分 | 月額           | 期末手当                      |
|----|--------------|---------------------------|
| 報酬 | 議長 284,000円  | ・6月期<br>給料月額×1.15×1.70月分  |
|    | 副議長 234,000円 | ・12月期<br>給料月額×1.15×1.70月分 |
|    | 議員 195,000円  |                           |

### 3. 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

- (1) 勤務日及び時間
- ・勤務日…週休日（土、日曜）及び休日（国民の祝休日及び12月29日から翌年1月3日）を除いた日
  - ・1週間の勤務時間…1週間当たり38時間45分（休憩時間を除く）。
  - ・1日当たりの勤務時間…7時間45分

(2) 休暇

| 休暇の種類                    |  | 休暇日数等   |                   |
|--------------------------|--|---|-------------------|
| 有給休暇                     | 年次有給休暇   | 1年に20日間、最高20日間の縫越適用あり   |                   |
|                          | 公務上の負傷又は疾病   | その療養に必要と認める期間   |                   |
|                          | 特定疾患治療研究事業の対象となる疾病   | 180日を超えない範囲内で、その療養に必要と認める期間   |                   |
|                          | 上記以外の負傷又は疾病  | 90日を超えない範囲内で、その療養に必要と認める期間  |                   |
|                          | 風水震火災等による職員の現住居の滅失又は破壊   | 1週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間  |                   |
|                          | 証人等として官公署の呼出しに応ずる場合  | その都度必要と認める期間  |                   |
|                          | 骨髄移植提供のため検査、入院等を行うとき   | その都度必要と認める期間  |                   |
|                          | 通信教育における面接授業を受ける場合   | 1年につき20日の範囲内で、その都度必要と認める期間  |                   |
|                          | 婚姻の場合  | 7日の範囲内で、その都度必要と認める期間  |                   |
|                          | 職員の出産  | 産前8週間に当たる日から産後8週間目(多胎妊娠14週)に当たる日までの期間において、あらかじめ必要と認める期間   |                   |
|                          | 生理休暇   | 3日を超えない範囲内で、その都度必要と認める期間  |                   |
|                          | 職員が生後1年に達しない子を保育する場合   | 1日2回、1回30分  |                   |
|                          | 中学校就学前の子の看護  | 勤務しないことが相当と認められた場合に、1年において、5日の範囲内の期間。休暇の単位は、1日又は1時間   |                   |
|                          | 職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合  | 職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間に当たる日までの期間における2日の範囲の期間。休暇の単位は、1日又は1時間。                               |                   |
|                          | 職員の妻が出産する場合であって当該出産に係る子又は小学校修学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 妻の出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産日後の8週間を経過する日までの期間において、当該機関内における5日の範囲内の期間。休暇の単位は、1日又は1時間。 |                   |
|                          | 忌引   | 血族、姻族の死亡。死亡者により1~10日の範囲内で必要と認める期間   |                   |
|                          | 夏季休暇   | 7月から9月までの期間において、その都度必要と認める日又は半日。ただし、1年につき5日を超えることはできない。   |                   |
|                          | リフレッシュ休暇   | 新たに職員として採用された日から起算して10年、20年、30年又は40年に達する日の属する年ににおいて、連続する5日の範囲内の期間                               |                   |
|                          | 地震等の被災地で社会貢献活動を行う場合  | 5日の範囲内の期間   |                   |
| 無給休暇                     | 介護休暇   | 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間の範囲内において必要と認められる期間   |                   |
| (R5年1月~R5年12月)年次有給休暇取得実績 |  | 対象(一般職)   | 取得総日数             |
|                          |  | 95人(休職者等を除く)  | 平均取得日数<br>9.39.8日 |
|                          |  | 9.8日  |                   |

(3) 休業

| 休業の種類 | 内 容  |
|-------|--|
| 育児休業  | 満3歳に満たない子を養育するために、職務に従事しないことを認める制度(無給)   |
| 部分休業  | 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、1日の勤務時間の始め、または終わりにおいて30分を単位として2時間を限度に職務に従事しないことを認める制度(無給) |

### 4. 職員の分限及び懲戒処分等 (R6年度)

| 処分内容     |     | 処分者数 |
|----------|-----|------|
| 分限処分     | 免 職 | 0人   |
|          | 降 任 | 0人   |
|          | 休 職 | 0人   |
|          | 降 格 | 0人   |
| 失 職      |     | 0人   |
| 懲戒処分     | 免 職 | 0人   |
|          | 停 職 | 0人   |
|          | 減 納 | 1人   |
|          | 戒 告 | 1人   |
| 訓告・厳重注意等 |     | 1人   |

### 5. 職員研修及び勤務成績の評定状況 (R6年度)

| 研修区分            | 研修名等       | 人数  |
|-----------------|------------|-----|
| 自治研修センター等<br>研修 | 課長級研修      | 0人  |
|                 | 課長補佐級研修    | 5人  |
|                 | 係長研修       | 5人  |
|                 | 職員Ⅱ研修(8年目) | 6人  |
|                 | 職員Ⅰ研修(4年目) | 2人  |
|                 | 新規採用職員研修   | 3人  |
| 職場研修            | その他研修      | 13人 |
|                 | 新規採用職員研修   | 1人  |
|                 | 個人情報保護研修   | 71人 |
|                 | その他研修      | 38人 |

### 6. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共同互助会制度の状況(特別職等を含む) (R6年度)

| 会員数  | 会員数     | 互助会名  |               |           |
|------|---------|---|---------------|-----------|
|      | 145人    | 財団法人 徳島県市町村職員互助会  |               |           |
| 財源   | 年 度     | 会員掛金(A)(会員個支分)  | 町村補助(B)(公費支分) | 比率(A):(B) |
|      | R6年度決算額 | 1,704,000円  | 1,704,000円    | 1:1       |
| 事業内容 | R7年度予算額 | 1,812,000円  | 1,812,000円    | 1:1       |
|      | 給付事業    | 医療費補助金・入院差額料・入院見舞金・結婚祝金・出産祝金・入学祝・永年会員祝金・死亡慶弔金・災害見舞金・育児休業一時金・介護休業一時金・退職職別金 |               |           |
|      | 厚生事業    | 銀婚祝品・ライフプランセミナー・退職記念品・夏期保養施設・文化教養講座・子育て支援                                 |               |           |
|      | 助成事業    | 人間ドック及び脳ドック助成・在宅介護助成・旅行費用助成・保養所利用助成・遺児奨学助成・公的資格助成                         |               |           |

(2) 健康診断事業の状況 (R6年度)

| 区 分    | 受信者数 |
|--------|------|
| 人間ドック  | 88人  |
| 脳ドック   | 13人  |
| 定期健康診断 | 41人  |

# 町からのお知らせ

## 総務危機管理課

TEL 676-1111

### 職員の兼業について

令和7年9月1日から神山町の職員が地域貢献につながる公益性の高い活動により報酬を得る「兼業」ができるようになりました。

#### <趣旨>

本町において、人口減少や地域課題が深刻化する中、役場職員がこれまで培った知識や経験等を活かし、地域に貢献する活動に参加することを奨励するため、職員が「公益性の高い活動」に従事し、報酬を得る「兼業」を認めることとしました。

#### <兼業として認められるもの>

町内産業による地域貢献活動として、スマチの収穫の手伝いや地域の人材育成活動として、中学校の部活動指導員などの活動が対象となります。

※なお兼業を行うことによって本来の業務に支障が生じる場合等は許可いたしません。



## 住民課

TEL 676-1113



## まちのくるまLet'sの お知らせ



「まちのくるまLet's」はタクシー等の乗車運賃(上限8,000円)の85%を助成する公共交通サービスです。

#### <登録について>

- ・対象者／神山町に住所を有している方
- ・受付場所／神山町役場住民課、広野支所、各公民館
- ・必要なもの／マイナンバーカード、署名用電子証明書のパスワード(6文字以上16文字以下)。利用に際しては事前にマイナンバーカードへの登録が必要です。

なお、利用時間は午前8時から午後5時までとなっております。  
利用時間外の運行についてはタクシー会社へご相談ください。

#### <利用者アンケートについて>

まちのくるまLet'sの更なるサービスの向上・制度の再検討のため、次の場所に利用者アンケートを設置しております。ご意見やご感想をお寄せください。

- ・設置場所：神山町役場住民課、広野支所、各公民館、さあ・くる神山ラボ、各タクシー事業所が所有する車両（自家用有償車両・一般旅客運送車両（タクシー））
- ・設置期間：令和8年3月31日まで

## 労働保険の成立手続を忘れていませんか

「労働保険」とは、「労働者災害補償保険(労災保険)」と「雇用保険」とを総称した言葉であり、常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業は原則、強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。手続を行っていない事業主の方は、速やかに都道府県労働局へご相談ください。

**お問い合わせ** 徳島労働局総務部総務課 TEL 088-652-9141

**住民課**  
TEL 676-1113



## 令和7年度浄化槽法定検査 及び料金改定のお知らせ

### ○浄化槽の法定検査について

浄化槽を設置されているご家庭では、1年に1回、浄化槽の保守点検や清掃とは別に、浄化槽の水質に関する検査(法定検査)を受けなければならぬと浄化槽法で定められております。

徳島県環境技術センターから次の期間に対象世帯へ連絡や訪問がありますので、ご協力よろしくお願ひします。

・検査期間：令和7年11月28日（金）から令和7年12月4日（木）

### ○法定検査の料金改定について

近年の物価高騰や人件費の上昇を踏まえ、徳島県環境技術センターが行う浄化槽の法定検査料を次のとおり改定させていただきます。ご理解のほどよろしくお願ひします。

| 処理対象人員<br>(人槽) | 7条検査料金（単位：円）<br>現行料金 → 改定料金 | 11条検査料金（単位：円）<br>現行料金 → 改定料金 |
|----------------|-----------------------------|------------------------------|
| 10人以下          | 9,000 → 12,000              | 5,000 → 6,000※               |
| 11人～20人        | 11,000 → 16,000             | 7,000 → 8,000                |
| 21人～50人        | 11,000 → 18,000             | 8,000 → 9,000                |
| 51人～500人       | 15,000 → 27,000             | 12,000 → 15,000              |
| 501人以上         | 20,000 → 39,000             | 17,000 → 21,000              |

7条検査：浄化槽の使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に行う検査（新たに設置された浄化槽が対象）

11条検査：7条検査受検後、毎年1回受けることが義務づけられている定期検査（既存の浄化槽が対象）

※10人槽以下の11条検査料金は、次の要件を全て満たしている場合には現行料金に据え置かせていただきます。

### 11条検査料金の据え置き条件

- ①維持管理一括契約または継続申込を行っていること
- ②口座振替により検査料金を支払うこと
- ③検査案内、検査結果等を電子メールにより受け取ること

お問い合わせ

公益社団法人 徳島県環境技術センター

TEL: 088-636-1234

<https://www.tokushima-env.jp>

ホームページはこちらから  
ご覧ください▶▶▶



## 四国放送ラジオ FM新時代へ



“FM転換”を目指す四国放送ラジオは、総務省の特例措置に基づき、AM放送を休止する実証実験を始めます。AM1269kHzの聴取エリアは次第に小さくなり、来年3月23日には県内全域で四国放送のAMラジオが聴けなくなります。

リスナーのみなさまにはご不便をおかけしますが、今後は高音質なFM放送（徳島・池田・日和佐93.0MHz、阿南93.9MHz、県内世帯占有率 約9割、ワイドFM対応ラジオ必要）やradikoで四国放送ラジオをお楽しみください。

・AM局の運用休止予定

①日和佐

2025年12月1日～

②牟岐

2025年12月8日～

③池田

2026年1月19日～

④徳島

2026年3月23日～

お問い合わせ専用ダイヤル  
088-655-7666  
(平日10:00～18:00)

# 町からのお知らせ

健康福祉課  
TEL 676-1114



## 11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」です

### 児童虐待の現状

令和6年度に徳島県の児童相談所が対応した虐待相談件数は1,201件で最多となりました。

### 「しつけ」と「虐待」の違い

「しつけ」とは、子どもが社会の中で生きていくために必要な善悪や礼儀作法を教え自律に導くことです。保護者は、子どもをひとりの人間として感情や価値観を尊重し、暴力以外の方法によってしつけを行わなければなりません。

「虐待」とは、保護者が子どもに行う行為で、子どもの心や体を傷つけたり、健全な成長や発達を損なう行為をいい、体に直接危害を加える行為に限らず、子どもに対する不適切な関わり全てを含みます。

保護者がいくら一生懸命で、子どもをかわいいと思っていても、「しつけ」のつもりであったとしても、子どもにとって有害な行為であれば「虐待」です。

### 児童虐待とは…

■**身体的虐待**／殴る、蹴る、たたく、長時間正座をさせるなど

■**性的虐待**／子どもへの性的行為、ポルノグラフィの被写体にするなど

■**ネグレクト(養育の拒否)**／食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病気やけがをして病院に連れて行かないなど

### ■心理的虐待／言葉により脅かす、無視する、子どもの

目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など

### 気になることがあつたら『通告』してください

通告とは、「気になることを相談すること」です。あなたの判断で「しつけの限度を超えて」「子どもへの関わり方がおかしい」と感じたら迷わず通告してください。誰が通告者かを知られることはありません。保育所や学校に通っていない子どもが虐待されているとしたら、それに気づき守ることができるのは、あなたかもしれません。



親子のための  
相談LINEとは?

子育てや親子関係の不安や悩みイラライラに、  
いつしょに向き合います。

匿名可能

友だち登録はこちら

秘密厳守

匿名(LINE上のアイコンとニックネーム)でも相談できます。

相談内容の秘密は守られます。

LINE

QRコード

1 | 8 9

お近くの児童相談所につながります。(24時間365日通話料無料)

### 連絡先

徳島県中央こども女性相談センター TEL 088-622-2205

神山町役場健康福祉課

TEL 676-1114

## 「令和8年度アビコネクト2026」参加企業募集

### 目的

障がいのある方と企業が気軽に交流できるイベント「アビコネクト」を開催します。企業と障がい者等の交流の場として設けており、企業の障がい者に対する理解促進や実習先の確保につながるきっかけにもなっています。

\*就職を前提としたものではありません。

日時 / 場所 令和8年6月27日(土) 11:30~13:00(予定)

ポリテクセンター徳島

募集企業 障がい者雇用に関心がある企業

または必要性を感じている企業など

参加者 障害者手帳や診断書等をお持ちの方  
およびその保護者など

特別支援学校の先生、就労支援ワーカーなど

申込期限 令和8年1月30日(金)当日消印有効

参加費 無料(交通費・昼食費は自己負担とする)

### お問い合わせ

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構  
徳島支部 高齢・障害者業務課 TEL 088-611-2388

ホームページは  
こちらから  
どうぞ▶



**健康福祉課**  
TEL 676-1114

## 高齢者と小中学生・保育所児童のはがき交流

神山町民生委員児童委員協議会では、9月の敬老の日にちなみ、町内小中学生・保育所児童のご協力によりひとり暮らし等高齢者とのはがき交流事業を行いました。たくさんの方から感謝のお言葉やお手紙をいただきました。

おじいさん、おばあさん元気で長生きしてくださいね。



## 児童扶養手当・特別児童扶養手当をご存じですか?

### 児童扶養手当とは?

ひとり親で児童を養育している方で所得等が一定基準以下の方に支給されます。支給額は所得等で決定し、児童が18歳に達する年度末まで受給できます。

### 特別児童扶養手当とは?

精神や身体に常に介護を必要とする障害のある児童を家庭で養育している方で所得等が一定基準以下の方に対して支給され、支給額は所得額等で決定します。  
※それぞれの手当を受給するためには、健康福祉課への申請が必要です。

### お問い合わせ

健康福祉課 TEL 676-1114

#### ※お詫び(広報編集委員より)

広報かみやま9月号長者番付にて、米寿該当者神領地区の前治良さんを誤った表記で掲載しておりました。大変申し訳ありませんでした。

## 令和7年度 神山町敬老会について



令和7年9月14日(日)から10月11日(土)までに町内7地区で敬老会が開催されました。敬老会では、米寿の方への祝い状と記念品の贈呈、各地区で趣向を凝らした芸能などが披露されました。神領地区では、今年度100歳を迎える方が出席し、厚生労働省の「令和7年度老人の日記念事業」のお祝い状および記念品が贈呈されました。各地区の該当者のみなさま、大変おめでとうございます。



## 駐在所

## オンラインゲーム上で子どもに迫る犯罪者について!

### オンラインゲームにはどのようなリスクがあるの?

子どもたちが普段遊んでいる「オンラインゲーム」には、「犯罪に巻き込まれる」きっかけとなる次のようなリスクがあります。

**リスク①** 小学生などの年少者も被害に遭っている

**リスク②** ゲーム上級者に対する「憧れ」の感情を利用される

**リスク③** 協力してゲームを行うことを通じて、見知らぬ者にも「仲間意識」を持ちやすい

**リスク④** 「高価なレアアイテムをあげる」といった甘い言葉に乗せられ、言うことに従ってしまう

**リスク⑤** 匿名・不特定の者とも簡単にやりとりができる

### 実際にはどのような被害があるの?

オンラインゲームを通じて

**事例①** 「憧れだったプレイヤーとボイスチャットを通じて仲良くなつたが、裸の写真を送るように言われて送ってしまった」

**事例②** 「高価な「アイテム」くれる人と仲良くなつたところ、その人の家に来るよう誘われ、抱きつかれたり、体を触られたりした」などの被害が起きています。

家族で話し合い、「個人情報や連絡先を教えない」などルールを決めておきましょう。



### 徳島県警からの情報発信

**Facebook** 行事や取り締まり情報をなどを公開しています。



**YouTube** 防犯対策方法や交通安全情報などをお届けしています。



**X (旧:Twitter)** 交通事故発生状況や啓発活動を掲載しています。



# 町からのお知らせ

健康福祉課  
TEL 676-1114



## 令和8年度保育所入所申込のご案内

令和8年度保育所入所申込みの受付を令和7年11月4日から行います。

### ■受付期間

令和7年11月4日(火)～11月28日(金)まで  
(土日祝日は除く)

### ■受付場所

下分保育所・広野保育所・健康福祉課

### ■対象児童

保護者の仕事や家庭の事情(出産前後や病気、または家族の看護を含む)などにより、昼間家庭で保育することができない生後6ヶ月から6歳まで(小学校就学前)の児童。

※保護者および入所を希望する児童の住所が神山町にあり、かつ神山町に居住している(生活の本拠地が神山町である)ことが条件となります。

### ■必要書類

①支給認定申請書  
(各受付場所に備え付けています。※年度途中入所

希望の方も、提出をお願いします。)

②保護者が家庭で保育できないことを証明する書類  
(就労証明書、母子手帳など)

③個人番号(新規申請の方のみ)

(世帯全員分必要です。申請書に間違いの無いよう記入してください。)

### <注意事項>

- 受付期間以降の申込みについては、4月からの入所が困難になる場合がありますので、期間内にお申込みください。
- 出生前のお子さまの入所申込みはできませんので、ご了承ください。
- 入所申込みの際は、必ず「令和8年度神山町保育所等入所(園)申請のしおり」をご一読ください。

### お問い合わせ先

下分保育所 TEL 677-0222

広野保育所 TEL 678-0556

神山町役場健康福祉課 TEL 676-1114



## 神山消防署

だより

## 令和7年秋季全国火災予防運動の実施について

令和7年11月9日から15日までの7日間、全国一斉に「秋季火災予防運動」が実施されます。

この時期は空気が乾燥し、火災の発生が増加する傾向にあるため、火気の取り扱いには一層の注意が必要です。

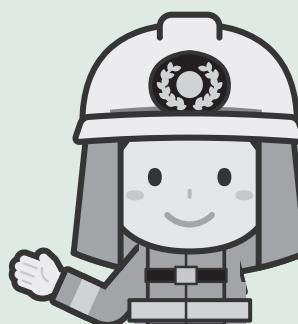
火災予防のための注意事項は次のとおりです。

- ①住宅火災警報器の設置と定期的な点検
- ②コンロやタバコの火の不始末をなくすこと
- ③電気ストーブや配線などからの火災防止
- ④暖房器具や焚火など火気使用時の安全な取り扱い
- ⑤消火器の位置や消火方法を家庭で確認しておくこと

これから季節は、ストーブやコンロ、焚火など火気を使用する機会が増えます。

火災を防ぐため、次の事項に特にご注意ください。

- ①ストーブの周囲には燃えやすい物を置かず、給油は必ず火を消してから行うこと。
  - ②コンロ使用中はその場を離れず、調理後は火を確実に消すこと。
  - ③野焼きは禁止です。禁止例外となる場合についても、強風時や乾燥時は控え、必ず完全に消火してからその場を離れること。
- この機会に防火対策を改めて見直し、安全で安心な地域づくりにご理解とご協力をお願いいたします。



### 神山消防署への連絡

①火災、救急等の緊急時

119またはTEL 676-1199

②お問い合わせ

TEL 676-1199 FAX 676-1390

**税務保険課**

TEL 676-1115

 町税の納め忘れは  
ありませんか?



神山町では、税の公平性を確保するため、徳島県および県内市町村とともに11月と12月を「県下一斉徴収強化月間」として、納税意識の啓発、納税の推進、悪質な滞納者に対する差押の強化など、滞納の解消に向けた取り組みを行っています。

また、やむを得ない事情で納期限までに納付が困難な場合は、「納税相談」を行っていますので、お早めに税務保険課までご相談ください。

**産業観光課**

TEL 676-1118

 徳島県最低賃金の  
改正について

令和8年1月1日から徳島県最低賃金は、現行の時間額980円から66円引き上げ改正され、時間額1046円となります。

**お問い合わせ先****●最低賃金に関すること**

徳島労働局労働基準部賃金室

TEL 088-652-9165

又は最寄りの労働基準監督署  
まで**●最低賃金の改正に伴う労働  
面、経営面のご相談や業務改  
善助成金に関すること**

徳島働き方改革推進

支援センター

TEL 0120-967-951

 「農業経営収入保険で  
安心経営」申込受付中!



農業経営収入保険は農業者ごとの収入減少を総合的に補填するセーフティネットとして自然災害や価格低下だけでなく農業者の経営努力では避けられない収入減少が補償の対象です。令和8年補償新規加入は個人経営の方が12月末、法人の方は決算月が加入申込の締切になっております。

その他、農業用ハウスや農機具の共済もあります。詳しくは徳島県農業共済組合へお問い合わせください。

**お問い合わせ先**徳島県農業共済組合  
本所(徳島市)

TEL 088-622-7731

**入学生募集のお知らせ!!**

- 放送大学は、4月入学生を募集しています。
  - 10代から90代の幅広い世代、約8万2千人以上の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で学んでいます。
  - 授業には3つのスタイルがあり、BS放送やインターネットで視聴する、また講師から直接受ける授業があります。
  - 心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、300以上の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。
  - 卒業すれば学士の学位を取得できます。
  - 1単位の授業料は6千円(入学料は別)。半年ごとに学ぶ科目分だけの授業料を払うシステムです。
  - 全国にキャンパスにあたる学習センターやサテライトスペースが設置されており、面接授業(スクーリング)の開講やサークル活動などの学生交流も行われています。
  - 出願期間は、第1回は2月27日まで、第2回は3月16日まで。
- お気軽に放送大学徳島学習センター (☎088-602-0151) までお問合せください。

**国民  
年金**  
だより

## 国民年金保険料は全額が 社会保険料控除の対象です！

日本年金機構から、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者の方に送付されますので、年末調整や確定申告の際に使用してください。



「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子データの送付も行っており、郵送よりも早く受け取ることができます。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録を行うと、マイナポータルの「お知らせ」から電子データを受け取ることができます。(電子送付希望の登録を行うと、書面では郵送されなくなります。)

送付スケジュールは次のとおりです。

|   | 対象者   | 送付方法 | 送付時期                   |
|---|---|------|------------------------|
| ① | 令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方                     | 電子送付 | 令和7年10月中旬から下旬にかけて順次    |
|   |   | 郵送   | 令和7年10月下旬から11月上旬にかけて順次 |
| ② | ②令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方<br>(①の対象者は除きます。) | 電子送付 | 令和8年1月下旬から順次           |
|   |   | 郵送   | 令和8年2月上旬               |

### 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関するお問い合わせ先

年金加入者ダイヤル **0570-003-004** (ナビダイヤル)

国民のみなさまに「ねんきんネット」等を活用して、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認していただき、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただくことを目的にしています。

ねんきんネットで簡単に年金情報を確認

ねんきんネット

検索

[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)



いいみらい  
11月30日は  
**年金の日**

「ねんきんネット」に関する  
お問い合わせ先 **0570-058-555** (ナビダイヤル)



年  
金

お問い合わせ **徳島北年金事務所 TEL 088-655-0200**

**住民課年金係 TEL 676-1113**

遊ぶ

楽しむ

つながる

# 神山イベントカレンダー2025

これから各地区で行われるイベントの予定です。最新情報は各WEBページを参照してください。  
(開催日時内容など変更になる場合があります。)

## すくすくこどもin神山

11/20 木 10:30~11:30

テーマ／子ども本来の免疫力を高めよう  
-寒い時期を元気にすごす-



12/12 金 10:30~11:30

テーマ／絵本をたっぷり楽しもう  
-おすすめの絵本もご紹介-

1/16 金 10:30~11:30

テーマ／スキンケアを考えよう  
-親子でたのしく乾燥対策-

## 道の駅「温泉の里神山」道の駅まつり

11/30 木

イベント多数!

お問い合わせ／道の駅温泉の里神山

TEL 088-636-7077

## 氷瀑の神通滝

1月下旬から2月上旬まで

神通滝が氷で覆われます。凍結状況は新聞紙上、神山町ホームページなどでお知らせします。

お問い合わせ／神山町観光協会 TEL 676-1118

## タブレット講習会 ～水曜日に会いましょう～

2025年度 第4回  
デジタルゲームで遊んで脳トレ

タブレット操作に慣れていない方も気軽に  
ご参加ください。

11/19 木 下分公民館・11/26 木 上分公民館

12/3 木 広野小旧校舎(ほんのひろば)・12/10 木 阿川公民館

12/17 木 鬼籠野公民館

開催時間／午前の部10:00~12:00 午後の部13:30~15:30



## ぱっぱひろば

ママのためのヨガ-自分と向き合いリフレッシュ-  
授乳や抱っこなど育児で日々頑張っているママ。肩こり解消  
や腰痛改善、不眠解消のためにご自身の体と向き合うヨガを  
しましょう。

12/17 水 10:00~11:00

対象／神山町在住で乳幼児のお子様の  
いるお母さん  
申し込み/12/8(月)からお電話  
にて受付いたします。



会場／お問い合わせ  
鮎喰川コモン 088-603-8700



## 鬼籠野 灯りのオブジェ

12/24 水・25 木・1/2 金 17:00~20:00

会場／鬼籠野小学校周辺

約5haの農地一面にろうそくを散りばめて田園を幻想的に  
照らします。

お問い合わせ／鬼籠野公民館 TEL 088-676-0111



## 神山町商工会青年部 作成 神山ホッピングマップ

町内のお食事処はこちらを参考にお楽しみください。マップ  
は商工会や道の駅「温泉の里神山」のほか各店舗にもあります。



ウェブサイト「イン神山」にも  
イベント情報を掲載しています。  
◀こちらからご確認いただけます。



# わたしの好きな神山

見る人の心を和ませる  
薔薇の花

好き



岩根 幹祐さん  
[下分]



自宅の庭に咲く薔薇の花です。花が好きで、14~15年前に苗を買って植えました。この薔薇は1年に何度も花を咲かせてくれるので、長い期間楽しむことができます。よく見える場所にあることで、私自身も明るい気持ちになり、道を通る方や訪ねて来られる方にも見てもらえるように門かぶりをつくりました。目にした方が少しでも心和らぐような、そんな花であってほしいと思います。

フジバカマにとまつた  
旅の蝶

好き



北内 敏子さん  
[阿川]



阿川神木のスマイルガーデン前に咲くフジバカマです。私はかわいらしいこの花が好きなのですが、ある日、新聞で「アサギマダラという蝶がフジバカマに止まる」と知り、見に行ってみると本当に止まって驚きました。今年はまだ姿を見ていませんが、またこの場所に来て、羽を休めてほしいと思います。

心よりお慶び申し上げます  
祝100歳



木元 富江さん

みなさまからの投稿お待ちしています。

フォーム(QRコード)にご入力のうえ、送信ください。  
または、soumu@kamiyama.i-tokushima.jpまで  
お送りください。



Kamiyama 広報かみやま

広報かみやま 令和6年(2025年)11月号 No.361  
発行／広報かみやま編集委員会 特集編集／いつもどおり  
表紙・特集写真／生津 勝隆 編集・デザイン／株式会社エニイ

〒771-3395 徳島県名西郡神山町神領字本野間100  
TEL 088-676-1111 FAX 088-676-1100  
ホームページ <https://www.town.kamiyama.lg.jp>

令和7年9月24日に木元富江さん(下分字東寺)が100歳のお誕生日を迎えられました。心からお慶び申し上げます。

誕生日には、ご家族の方がお祝いし、県・町からの祝い状と記念品の贈呈がそれぞれ行われました。町内の100歳以上の方は、14人となりました。これからも、ますますお元気でいらっしゃいますようお祈り申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

